

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 9 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2020
0715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第1号） 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） 制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日 20201022保局第1号 令和 2年11月 9日	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） 制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日
（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第63条関係 （1）法第27条の2第1項第1号の経済産業省令で定める者として、 <u>第64条第2項各号に定める要件を満たし、製造に係る保安について監督する者（以下「保安監督者」という。）等</u> による保安管理体制をとる場合においては、第2項第2号中「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務」とあるのは、「保安監督者その他従業者の行うべき職務」と読み替えるものとする。 <u>（2）第7条の3に規定する圧縮水素スタンド又は第8条の2に規定する移動式圧縮水素スタンドにおいて、1名の保安監督者が同時に2以上の圧縮水素スタンド等の保安の監督に係る業務を兼務する保安管理体制をとろうとする場合（以下、当該保安監督者を「兼任保安監督者」といい、その選任の要件及び職務については、第64条関係に定めるとおりとする。）、当該2以上の圧縮水素スタンド等においてそれぞれ定める危害予防規程に規定すべき第2項各号に掲げる事項の細目には、以下の内容も明記すること。</u> <u>① 兼任保安監督者に関すること（兼務する他の全ての圧縮水素スタンド等の名称及び所在地、兼任保安監督者が圧縮水素スタンド等以外の場所で待機する場合には、待機場所の所在地、選任の方法並びに具体的な職務の内容）。</u> <u>② 保安監督者に準ずる者（以下「準保安監督者」といい、その選任の要件及び職務については、第64条関係に定めるとおりとする。）に関すること（選任の方法及び具体的な職務の内容）。</u> <u>③ 兼任保安監督者、準保安監督者その他の従業者の責任権限及び指揮命令系統に関すること。</u> <u>④ 緊急時における事業者の組織的な支援体制に関すること。</u> <u>⑤ 同時発災時を想定した応急の措置に係る訓練及び保安教育の実施に関すること。</u> <u>（3）第7条の4に規定する圧縮水素スタンドにおいて、第64条第2項第5号に規定する保安監督者</u> による保安管理体制をとる場合、第2項各号に掲げる事項の細目を定める危害予防規程には、危険時の措置を含む保安管理体制の運用を具体的に示すために、当該圧縮水素スタンド及び監視所の所在地、保安監督者の職務、監視所で監視を行う者の職務、監視の体制、第7条の4第3項第2号の点検を行う者（点検者）の職務、法第36条第1項の災害の発生の防止のための応急の措置（以下「危険時の措置」という。）を行う者の職務及び常駐する場所（当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、直ちに危険時の措置に対応できる場所とすること。）	（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第63条関係 （1）法第27条の2第1項第1号の経済産業省令で定める者として、 <u>第64条第2項各号に規定する「保安について監督させる場合の者」（保安監督者）等</u> による保安管理体制をとる場合においては、第2項第2号中「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務」とあるのは、「保安監督者その他従業者の行うべき職務」と読み替えるものとする。 [新設] <u>（2）第7条の4に規定する圧縮水素スタンドにおいて、第64条第2項第5号に規定する「保安について監督させる場合の者」（保安監督者）</u> による保安管理体制をとる場合、第2項各号に掲げる事項の細目を定める危害予防規程には、危険時の措置を含む保安管理体制の運用を具体的に示すために、当該圧縮水素スタンド及び監視所の所在地、保安監督者の職務、監視所で監視を行う者の職務、監視の体制、第7条の4第3項第2号の点検を行う者（点検者）の職務、法第36条第1項の災害の発生の防止のための応急の措置（以下「危険時の措置」という。）を行う者の職務及び常駐する場所（当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、直ちに危険時の

の所在地、駆けつけ時間及び当該時間を定めた根拠、付近の住民への退避警告に関すること等も明記すること。 ここでのいう駆けつけ時間とは、当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（広域災害等により駆けつけが困難な場合を除く。）に、保安監督者又は危険時の措置を行う者が、異常を覚知してから当該圧縮水素スタンドに到着するまでの時間とし、30 分を超えない範囲で、法第 36 条第 1 項が求める内容に照らして合理的な時間を設定すること。この駆けつけ時間を定めるにあたっては、瞬時に発災があった場合も想定することとし、事故時、災害時の対応に影響を与える要因（例えば、圧縮水素スタンドの保安設備の整備状況、圧縮水素スタンド周辺の立地環境、周辺住民の理解及び地域の関係企業・団体との連携状況等）も勘案すること。 <u>（４）</u> [略] 第 64 条関係 （１） [略] （２）<u>第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号 までの場合において、事業者は、事業所ごとに保安監督者を 1 名以上選任し（代理者の選任及び交替制をとっている事業所における交替制の直ごとの選任は必ずしも要しない。）、法第 32 条第 1 項から第 3 項までに規定する保安統括者等の職務に相当する職務を行わせることとする。</u> <u>保安監督者は、高圧ガス製造施設を使用する間、第 7 条の 4 に規定する圧縮水素スタンドの場合を除き、常時である必要はないが極力常駐するか又は速やかに事業所に駆けつけられる場所に待機するようにすることが望ましい。また、保安監督者が事業所に不在となる際には、当該保安監督者と常に連絡を取ることができる体制を確保すること。</u> <u>（３）上記（２）にかかわらず、第 7 条の 3 に規定する圧縮水素スタンド及び第 8 条の 2 に規定する移動式圧縮水素スタンドに限り、次の要件を満たす場合には、当該圧縮水素スタンド等において、第 2 項第 5 号に定める保安監督者として兼任保安監督者を選任し、当該兼任保安監督者による保安管理体制をとることができるものとする。</u> <u>① 事業者は、圧縮水素スタンド等ごとに兼任保安監督者を 1 名以上選任し（代理者の選任及び交替制をとっている圧縮水素スタンド等における交替制の直ごとの選任は必ずしも要しない。）、法第 32 条第 1 項から第 3 項までに規定する保安統括者等の職務に相当する職務を行わせるとともに、それぞれの圧縮水素スタンド等における保安の維持の状況等について、1 週間に 1 回以上、緊急時は少なくとも異常を覚知してから 24 時間以内に、当該圧縮水素スタンド等に自ら赴き確認させること。併せて、事業者は準保安監督者を 1 名以上選任し、当該圧縮水素スタンド等に常駐して製造施設及び製造の方法についての巡視及び点検並びに災害の発生又はそのおそれがある場合の応急措置を行わせること（交替制をとっている場合には交替制の直ごとに配置することとする。）。</u> <u>② 兼任保安監督者は、一つの圧縮水素スタンド等における保安監督者としての 6 月以上の実務経験及び圧縮水素スタンド等の従業者を指揮する能力を有すること。</u> <u>③ 兼任保安監督者は、高圧ガス製造施設を使用する間、圧縮水素スタンド等に常駐する必要はないが、不在となるときには常に連絡を取ることができる体制を確保すること。</u> <u>④ 準保安監督者は、圧縮水素の製造に関し 1 年以上の経験を有する者又はそれと同等以上の能力を有</u>	措置に対応できる場所とすること。）の所在地、駆けつけ時間及び当該時間を定めた根拠、付近の住民への退避警告に関すること等も明記すること。 ここでのいう駆けつけ時間とは、当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（広域災害等により駆けつけが困難な場合を除く。）に、保安監督者又は危険時の措置を行う者が、異常を覚知してから当該圧縮水素スタンドに到着するまでの時間とし、30 分を超えない範囲で、法第 36 条第 1 項が求める内容に照らして合理的な時間を設定すること。この駆けつけ時間を定めるにあたっては、瞬時に発災があった場合も想定することとし、事故時、災害時の対応に影響を与える要因（例えば、圧縮水素スタンドの保安設備の整備状況、圧縮水素スタンド周辺の立地環境、周辺住民の理解及び地域の関係企業・団体との連携状況等）も勘案すること。 <u>（３）</u> [略] 第 64 条関係 （１） [略] （２）<u>第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号 中「保安について監督させるもの」は、それぞれの事業所で 1 名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。</u> <u>第 2 項第 5 号の事業所において用いられる冷凍設備であって、第 7 条の 3 関係 1. で規定する冷凍設備であり、かつ、冷凍保安規則第 36 条第 2 項第 1 号イからチまでに掲げる要件を満たすものにあつては、保安について監督させる者又は従業者が常駐しなくても運転できるものとする。</u> [新設]
--	--

<u>する者として、圧縮水素スタンド等の設備の構成及び運転業務を熟知し、あらかじめ定められた業務規程や業務マニュアル等の要領に従い適切に職務を遂行することができる者とする。</u> <u>⑤ 兼任保安監督者、準保安監督者その他の従業者の責任権限及び指揮命令系統を明確にすること。</u> <u>⑥ 事業者は、緊急時における兼任保安監督者又は準保安監督者からの要請に応じた対応ができる組織的な支援体制を確保すること。</u> <u>⑦ 事業者は、同時発災時を想定し、兼任保安監督者、準保安監督者、その他の従業者による応急の措置に係る訓練を行うとともに、従業者に対する保安教育を実施すること。</u> <u>⑧ 事業者は、上記①から⑦までの要件に基づき定めた内容を危害予防規程及び保安教育計画に明記するとともに、兼任保安監督者及び準保安監督者の選任における判定及び従業者の教育に際しては、それらの実施に係る記録を残すこと（なお、危害予防規程及び保安教育計画の策定に当たっては、JPEC-TD 0005 (2020)「保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の危害予防規程の指針」及び JPEC-TD 0006 (2020)「保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の保安教育計画の指針」を参考にすること。）。</u> <u>（４）第２項第５号の事業所において用いられる冷凍設備であって、第７条の３関係１．で規定する冷凍設備であり、かつ、冷凍保安規則第３６条第２項第１号イからチまでに掲げる要件を満たすものにあつては、保安について監督させる者又は従業者が常駐しなくても運転できるものとする。</u> <u>（５）</u> [略]	[新設] <u>（３）</u> [略]
---	--